

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 18日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都中央区京橋二丁目16 - 1 氏 名 清水建設(株)エンジニアリング事業本部 執行役員本部長 清水 優 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03 - 3561 - 4300	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	清水建設株式会社 エンジニアリング事業本部
事業場の所在地	エンジニアリング事業本部が産廃契約する都内各地域（八王子市を除く）
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	R6年度 売上高 634億円（エンジニアリング事業本部）
③従業員数	R7年4月 281名（エンジニアリング事業本部）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	委任による 搬出する廃棄物は分別をし、適正処理をしている中間処理場及び最終処分場等に委託している

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙(1)及び別紙(2)による。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	18,293.74 t	3.83 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・4R活動(Refuse:搬入抑制、Reduce:減量化、Reuse:再利用、Recycle:再資源化)の推進をしている。 ・計画段階から副産物発生量を予測し、実績管理により4R活動を推進している。 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	18,300.00 t	4.00 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・現状実施項目をさらに充実させるように、作業所・関連部署・協力会社と共に協力して実施する。 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物毎に極力分別するよう、従業員・協力会社に指導している。 (各作業所にリサイクル関連の垂れ幕等掲示し、周知を図っている)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・上記取り組みをさらに推進させ、資源循環型社会へ貢献する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	建設混合廃棄物	
排 出 量	2.03 t	0.28 t	2.63 t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	建設混合廃棄物	
排 出 量	2.00 t	0.30 t	2.60 t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまで実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまで実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	建設混合廃棄物	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	建設混合廃棄物	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	建設混合廃棄物	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	建設混合廃棄物	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	18,293.74 t	3.83 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.73 t	3.83 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・エンジニアリング事業本部では当社支店が適正確認した委託業者へ委託している。 ・当社システムにより委託契約書を作成し、契約を行っている。 ・マニフェストの電子化を推進している。 			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	建設混合廃棄物	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	建設混合廃棄物	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	建設混合廃棄物	
全処理委託量	2.03 t	0.28 t	2.63 t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	2.03 t	0.28 t	2.63 t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	18,300.00 t	4.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.00 t	4.00 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続して実施し、適正な委託業務を維持する。		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	建設混合廃棄物	
全処理委託量	2.00 t	0.30 t	2.60 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	2.00 t	0.30 t	2.60 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

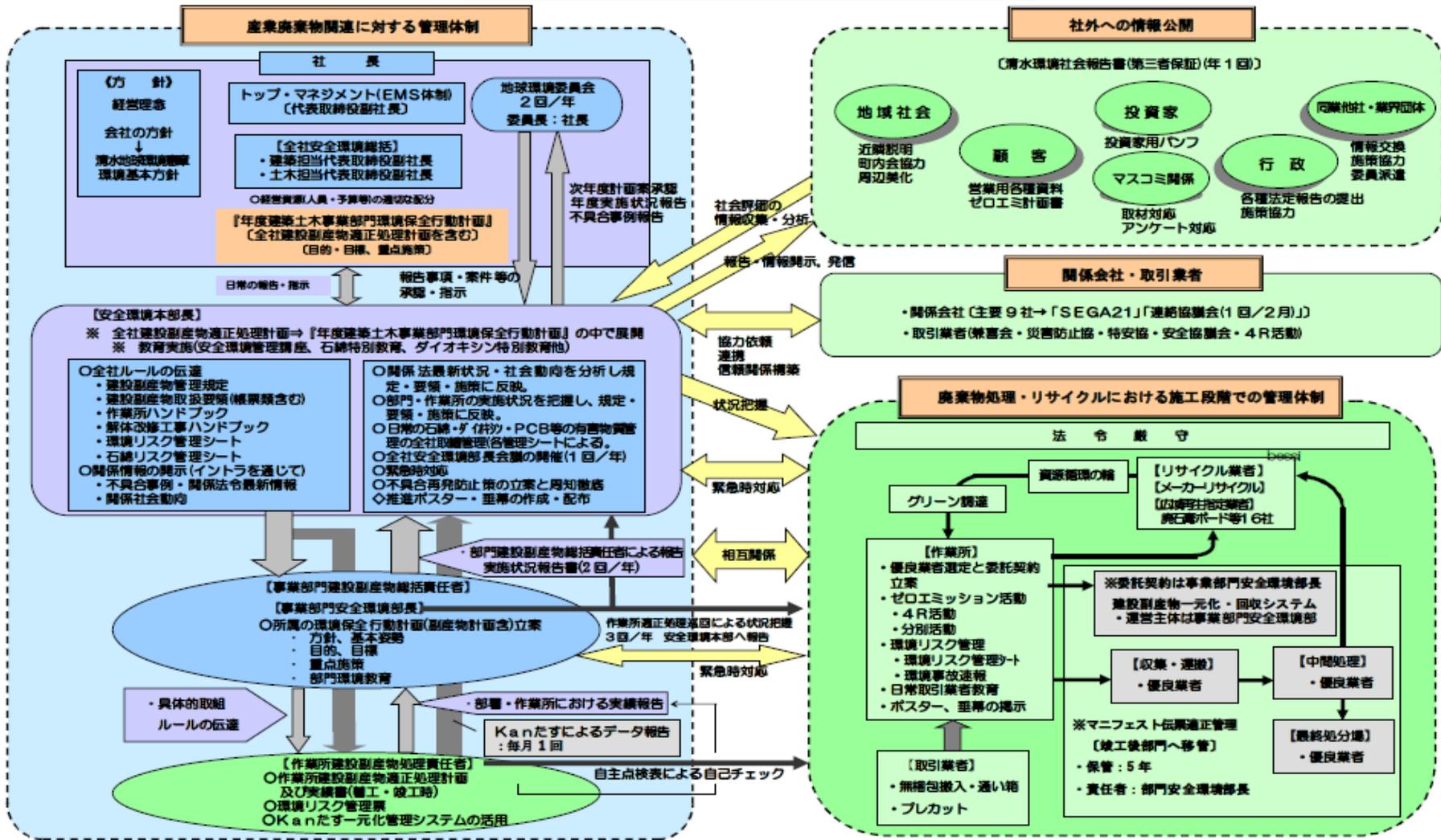
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

シミズの廃棄物・リサイクルガバナンス

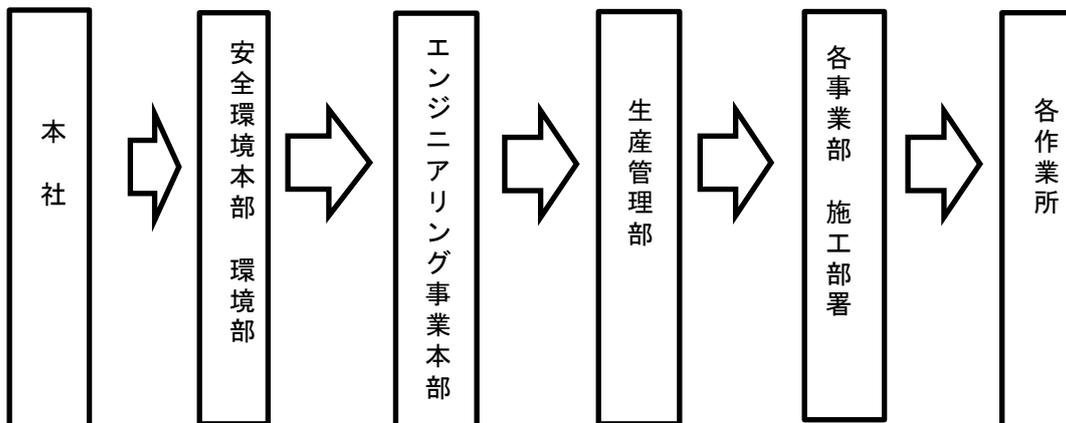
別紙(1)

安全環境本部
 制定：2004.10.01.
 第1回改訂：2005.07.01.
 第2回改訂：2006.01.01.



■廃棄物処理に関する管理体制

(管理体制)



統括責任者	所属：エンジニアリング事業本部 役職：生産管理部長	
廃棄物担当	エンジニアリング事業本部 生産管理部	
役割	生産管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物適正処理に関する方針、計画等を安環本部の指示のもと策定、推進 ・建設副産物適正処理に関する管理状況（取引業者）の把握と支援・指導 ・建設副産物適正処理に関する取引業者及び処理業者の指導に関する事項 ・建設副産物適正処理に関する問題発生時の支援、対応 ・建設副産物の委託契約業務、適正処理の推進 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・その他、建設副産物処理に関する各種事項の決定
	作業所	<ul style="list-style-type: none"> ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・産業廃棄物マニフェスト管理 ・委託契約書作成（収集運搬、処分業者選定） ・その他廃棄物処理に関する各種事項の管理